

令和7年12月1日廃棄

令和6年7月17日



刑事総務課指導だより

第532号

刑事総務課

取調べにおける弁護人の立会い申出への対応について

被疑者の取調べに関しては、刑事訴訟法第198条第1項において規定されていますが、被疑者の取調べに対する弁護人の立会権を明文化した規定は存在していません。

被疑者の取調べは、事案の真相を解明して被疑者の犯罪の嫌疑を明らかにするために証拠資料を収集するという捜査の一環であり、刑事訴訟法の目的である事案の真相を明らかにするための重要な役割を果たしていることから、取調べにおける弁護人の立会いについては、その必要性と捜査への影響等を総合的に勘案しつつ、慎重に検討する必要があります。

このため、弁護人等から立会いの申出等があった場合には、所属独自で判断することなく、本部（刑事総務課及び各部庶務担当課等）へ即報したうえ、組織的に検討することを徹底してください。

この係